平成２１年（フ）第７４３号
川崎市宮前区東有馬２丁目12番２―203号　ヒルサイドケイユー
破産者　鞍田　光一
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５１号
神奈川県小田原市中町２丁目８番33号　東、前住所川崎市高津区新作６丁目９番７―306号
破産者　塩川千代子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
新潟市江南区西町３丁目４番15号、前住所新潟市中央区西堀通４番町259番地41
破産者　笹川　敏夫
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１６号
静岡市駿河区東新田２丁目７番16号、前住所静岡市葵区人宿町１丁目３番19号
破産者　平野　友久
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１３号
静岡市駿河区登呂３丁目17番Ｃ―406号、前住所静岡市駿河区馬渕４丁目10番41号サンコーポ馬渕北棟203号
破産者　海野代志子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２９７８号
愛知県日進市香久山５丁目201番地１　センチュリースクエア香久山　W―106
破産者　黒田　美憲
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１０号
愛知県豊田市平芝町７丁目22番地６　かつやビル303号、開始決定時の住所愛知県春日井市宮町１丁目12番地２　ラ・キャッスル春日井Ⅱ201号
破産者　元木　繁利
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５５号
愛知県知多郡武豊町字道仙田30番地、住民票上の住所愛知県知多郡武豊町字道仙田26番地12
破産者　榊原　武彦
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８６２号
愛知県小牧市大字小松寺52番地１　寿ゞやマンション小松寺306号
破産者　松尾真由美（旧姓池田）
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５４号
名古屋市中川区戸田１丁目1902番地コーポセントラルビレッジ102号
破産者　中山みつ江
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９２７号
愛知県春日井市西本町２丁目４番地10　ヴァリエ21―１Ａ号
破産者　名川　弓也
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１６７号
名古屋市千種区春里町２丁目12番４―305号　新楠荘
破産者　上葛　則之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４０号
名古屋市天白区保呂町517番地の２
破産者　永山啓五こと　崔　　漢奎
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８５号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字内田36番地の７
破産者　川口　　一
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９０号
大阪市城東区鴫野東２丁目24―19　パルグレイス鴫野603、開始決定時の住所名古屋市西区城西２丁目14番16号　ＤＡＩＡ21―210号
破産者　小川　幸宏
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５０号
大阪市東住吉区田辺１丁目８―11　ミナミタナベコーポ308号、住民票上の住所大阪市天王寺区堀越町９番23号
破産者　ミヨシ住研こと　古田嘉與治
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８８４号
大阪府門真市宮前町１―５、開始決定時の住所大阪府門真市城垣町１番32号
破産者　五十野　弘
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９２７号
大阪府東大阪市鳥居町７番38号、住民票上の住所大阪府東大阪市若江東町２丁目７番３―603号　ライオンズマンション若江東
破産者　小西　啓司
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部